

食品安全委員会（第559回会合）議事概要

日 時：平成27年4月28日（火） 14：00～14：52

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道2名、行政機関6名、一般3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 4品目

[1] フロルフェニコール [2] フルニキシメグルミン

（厚生労働省からの説明）

[3] フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロー）

[4] フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤（フロロコール2%液）

（農林水産省からの説明）

→厚生労働省、農林水産省及び担当の三森委員から説明。

「フロルフェニコール」については、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

「フルニキシメグルミン」については、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

「フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロー）」については、上記2成分を含むことから、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。また、本剤は、薬剤耐性菌に関する評価について、肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）においても審議することとなった。

「フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤（フロロコール2%液）」については、肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）で審議することとなった。

・遺伝子組換え食品等 2品目

[1] コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

**[2] DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミル
バリルグリシン
(厚生労働省からの説明)**

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

**(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・ 遺伝子組換え食品等「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について**

→担当の山添委員及び事務局から説明。

「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（食品）については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（飼料）については、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(3) 食品安全関係情報（3月28日～4月10日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全期間（EFSA）が公表した、非動物由来食品のリスクに関する作業部会座長の談話の概要等について報告。